官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（厚生労働九七）　一
〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府一二八）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、日本弁護士連合会
裁決関係　六一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　六二
会社その他
会社決算公告　六三
六六

省令

○厚生労働省令第九十七号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和七年十月七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自主検査指針の公表） **第二十九条の四**　第二十四条の規定は、法第四十五条第四項の規定による自主検査指針の公表について準用する。 （特定自主検査） **第百三十五条の三**　（略） 2　動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一・二　（略） 3・4　（略） （特定自主検査） **第百五十一条の二十四**　フォークリフトに係る特定自主検査は、第百五十一条の二十一に規定する自主検査とする。 2　フォークリフトに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの イ　学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの ロ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に四年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に七年以上従事した経験を有するもの ハ　フォークリフトの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者 ニ　フォークリフトの運転の業務に十年以上従事した経験を有する者 二　（略） 3　事業者は、運行の用に供するフォークリフト（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行つた場合には、当該点検を行つた部分については第百五十一条の二十一の自主検査を行うことを要しない。 4　フォークリフトに係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。 5　事業者は、フォークリフトに係る自主検査を行つたときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行つた年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。	（自主検査指針の公表） **第二十九条の四**　第二十四条の規定は、法第四十五条第三項の規定による自主検査指針の公表について準用する。 （特定自主検査） **第百三十五条の三**　（略） 2　動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一・二　（略） 3・4　（略） （特定自主検査） **第百五十一条の二十四**　フォークリフトに係る特定自主検査は、第百五十一条の二十一に規定する自主検査とする。 2　フォークリフトに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの イ　学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの ロ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に四年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に七年以上従事した経験を有するもの ハ　フォークリフトの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者 ニ　フォークリフトの運転の業務に十年以上従事した経験を有する者 二　（略） 3　事業者は、運行の用に供するフォークリフト（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行つた場合には、当該点検を行つた部分については第百五十一条の二十一の自主検査を行うことを要しない。 4　フォークリフトに係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。 5　事業者は、フォークリフトに係る自主検査を行つたときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行つた年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

（特定自主検査）

第百五十一条の五十六　（略）

2　第百五十一条の二十四第二項の規定は、不整地運搬車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「不整地運搬車」と読み替えるものとする。

3～5　（略）

（特定自主検査）

第百六十九条の二　（略）

2　第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号イからハまでの規定中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と、同号ニ中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

3　第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

4　第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

5　第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

6～8　（略）

（特定自主検査）

第百九十四条の二十六　（略）

2　第百五十一条の二十四第二項の規定は、高所作業車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものについて準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「高所作業車」と読み替えるものとする。

3～5　（略）

附　則

（労働安全衛生法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有するものに関する暫定措置）

第二十五条の三　（略）

（特定自主検査）

第百五十一条の五十六　（略）

2　第百五十一条の二十四第二項の規定は、不整地運搬車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「不整地運搬車」と読み替えるものとする。

3～5　（略）

（特定自主検査）

第百六十九条の二　（略）

2　第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号イからハまでの規定中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と、同号ニ中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

3　第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

4　第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

5　第百五十一条の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

6～8　（略）

（特定自主検査）

第百九十四条の二十六　（略）

2　第百五十一条の二十四第二項の規定は、高所作業車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「高所作業車」と読み替えるものとする。

3～5　（略）

附　則

（労働安全衛生法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者に関する暫定措置）

第二十五条の三　（略）

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第二条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録の基準） **第十九条の十五**　法第五十四条の三第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数以上であること。 二～四　（略） （法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者） **第十九条の二十二**　動力プレスに係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一・二　（略） ２　令第十三条第三項第八号に掲げるフォークリフト（以下「フォークリフト」という。）に係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したものイ　学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に二年従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの ロ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に四年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に七年以上従事した経験を有するもの ハ　フォークリフトの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者 二　（略） ３　前項の規定は、車両系建設機械（令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、前項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。 ４　第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。 ５　第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるものに係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるもの」と読み替えるものとする。 ６　第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。	（登録の基準） **第十九条の十五**　法第五十四条の三第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数以上であること。 二～四　（略） （法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者） **第十九条の二十二**　動力プレスに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一・二　（略） ２　令第十三条第三項第八号に掲げるフォークリフト（以下「フォークリフト」という。）に係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したものイ　学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に二年従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの ロ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に四年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に七年以上従事した経験を有するもの ハ　フォークリフトの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者 二　（略） ３　前項の規定は、車両系建設機械（令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。 ４　第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。 ５　第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるものに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるもの」と読み替えるものとする。 ６　第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

7　第二項の規定は、令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車に係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車」と読み替えるものとする。

8　第二項の規定は、令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車に係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車」と読み替えるものとする。

（登録）

第十九条の二十四の二　第十九条の二十二の登録は、次の表の上欄に掲げる登録（以下この章において単に「登録」という。）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる研修（以下この章において「検査業者検査員研修」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（略）	（略）
第十九条の二十二第二項第一号の登録	第十九条の二十二第二項第一号の研修（以下この章において「フォークリフト検査員研修」という。）
（略）	（略）

（登録基準）

第十九条の二十四の二の三　厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ　（略）

ロ　フォークリフト検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「フォークリフト」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第二項」と読み替えた場合に、イ中⑴から⑷まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、⑴から⑸まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ハ～チ　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（登録の更新に係る準用）

第二十二条　前条の規定は、法第七十七条第五項の登録の更新について準用する。

（計画の記載事項）

第二十三条の五　法第七十七条第七項の技能講習又は教習の実施に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年一月一日から施行する。

（労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和五十二年労働省令第三十二号）附則第四条の見出し中「労働者」を「もの」に改める。

7　第二項の規定は、令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車に係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車」と読み替えるものとする。

8　第二項の規定は、令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車に係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車」と読み替えるものとする。

（登録）

第十九条の二十四の二　第十九条の二十二の登録は、次の表の上欄に掲げる登録（以下この章において単に「登録」という。）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる研修（以下この章において「検査業者検査員研修」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（略）	（略）
第十九条の二十二第二項第一号の登録	第十九条の二十二第二項第一号の研修（以下この章において「フォークリフト検査員研修」という。）
（略）	（略）

（登録基準）

第十九条の二十四の二の三　厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ　（略）

ロ　フォークリフト検査員研修の講師については、イの規定中「動力プレス」とあるのを「フォークリフト」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第二項」と読み替えた場合に、イ中⑴から⑷まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、⑴から⑸まで）のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ハ～チ　（略）

三・四　（略）

2　（略）

（登録の更新に係る準用）

第二十二条　前条の規定は、法第七十七条第四項の登録の更新について準用する。

（計画の記載事項）

第二十三条の五　法第七十七条第六項の技能講習又は教習の実施に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

法　規　的　告　示

○内閣府告示第百二十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月七日

内閣総理大臣　石破　茂

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１　食品 Ａ　食品一般の成分規格 ［１～５　略］ ６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑮までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 ⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度	第１　食品 Ａ　食品一般の成分規格 ［１～５　略］ ６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑮までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 ⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
エトフェンプロックス	米	0.3ppm
	小麦	0.3ppm
	大麦	3 ppm
	ライ麦	3 ppm
	とうもろこし	0.2ppm
	その他の穀類	5 ppm
	大豆	0.08ppm
	小豆類	0.05ppm
	えんどう	0.03ppm

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
エトフェンプロックス	米	0.3ppm
	小麦	0.3ppm
	大麦	3 ppm
	ライ麦	3 ppm
	とうもろこし	0.3ppm
	その他の穀類	5 ppm
	大豆	0.1ppm
	小豆類	0.05ppm
	えんどう	0.01ppm

そら豆	0.05ppm
らっかせい	0.01ppm
その他の豆類	0.05ppm
ばれいしょ	0.01ppm
さといも類	0.02ppm
かんしょ	0.01ppm
やまいも	0.02ppm
てんさい	0.2ppm
さとうきび	0.03ppm
だいこん類の根	0.1ppm
だいこん類の葉	20ppm
はくさい	6 ppm
キャベツ	0.9ppm
ブロッコリー	10ppm
その他のあぶらな科野菜	1 ppm
レタス	2 ppm
その他のきく科野菜	10ppm
ねぎ	2 ppm
みつば	6 ppm
その他のせり科野菜	1 ppm
トマト	2 ppm
ピーマン	7 ppm
なす	2 ppm
その他のなす科野菜	2 ppm
きゅうり	1 ppm
かぼちゃ	1 ppm
すいか（果皮を含む。）	1 ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	2 ppm
まくわうり（果皮を含む。）	0.1ppm
その他のうり科野菜	1 ppm
オクラ	3 ppm
しょうが	4 ppm

そら豆	0.05ppm
らっかせい	0.01ppm
その他の豆類	0.05ppm
ばれいしょ	0.05ppm
さといも類	0.02ppm
かんしょ	0.01ppm
やまいも	0.02ppm
てんさい	0.3ppm
さとうきび	0.03ppm
だいこん類の根	0.2ppm
だいこん類の葉	20ppm
はくさい	7 ppm
キャベツ	0.9ppm
ブロッコリー	10ppm
その他のあぶらな科野菜	1 ppm
レタス	3 ppm
その他のきく科野菜	10ppm
ねぎ	2 ppm
みつば	6 ppm
その他のせり科野菜	2 ppm
トマト	2 ppm
ピーマン	7 ppm
なす	2 ppm
その他のなす科野菜	2 ppm
きゅうり	1 ppm
かぼちゃ	1 ppm
すいか（果皮を含む。）	2 ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	2 ppm
まくわうり（果皮を含む。）	0.2ppm
その他のうり科野菜	1 ppm
オクラ	3 ppm
しょうが	4 ppm

未成熟えんどう	3 ppm
未成熟いんげん	4 ppm
えだまめ	3 ppm
その他の野菜	15ppm
みかん（外果皮を含む。）	10ppm
なつみかんの果実全体	10ppm
レモン	10ppm
オレンジ	10ppm
グレープフルーツ	10ppm
ライム	10ppm
その他のかんきつ類果実	10ppm
りんご	5 ppm
日本なし	2 ppm
西洋なし	2 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	3 ppm
ネクタリン	0.6ppm
ぶどう	4 ppm
かき	2 ppm
マンゴー	5 ppm
なたね	0.01ppm
くり	0.05ppm
茶	10ppm
その他のスパイス	40ppm
その他のハーブ	0.7ppm
牛の筋肉	0.5ppm
豚の筋肉	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5ppm
牛の脂肪	8 ppm
豚の脂肪	8 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	8 ppm

未成熟えんどう	3 ppm
未成熟いんげん	4 ppm
えだまめ	3 ppm
その他の野菜	15ppm
みかん（外果皮を含む。）	10ppm
なつみかんの果実全体	10ppm
レモン	10ppm
オレンジ	10ppm
グレープフルーツ	10ppm
ライム	10ppm
その他のかんきつ類果実	10ppm
りんご	5 ppm
日本なし	2 ppm
西洋なし	2 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	3 ppm
ネクタリン	0.6ppm
ぶどう	4 ppm
かき	2 ppm
マンゴー	5 ppm
なたね	0.01ppm
くり	0.05ppm
茶	10ppm
その他のスパイス	40ppm
その他のハーブ	0.7ppm
牛の筋肉	0.2ppm
豚の筋肉	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2ppm
牛の脂肪	6 ppm
豚の脂肪	6 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	6 ppm

	牛の肝臓	0.4ppm
	豚の肝臓	0.4ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4ppm
	牛の腎臓	0.6ppm
	豚の腎臓	0.6ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.6ppm
	牛の食用部分	0.6ppm
	豚の食用部分	0.6ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.6ppm
	乳	0.7ppm
	鶏の筋肉	0.02ppm
	その他の家きんの筋肉	0.02ppm
	鶏の脂肪	0.8ppm
	その他の家きんの脂肪	0.8ppm
	鶏の肝臓	0.08ppm
	その他の家きんの肝臓	0.08ppm
	鶏の腎臓	0.08ppm
	その他の家きんの腎臓	0.08ppm
	鶏の食用部分	0.08ppm
	その他の家きんの食用部分	0.08ppm
	鶏の卵	0.07ppm
	その他の家きんの卵	0.07ppm
	魚介類	0.8ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		
スピネトラム	米	0.02ppm
	とうもろこし	0.02ppm
	大豆	0.1ppm
	小豆類	0.1ppm
	えんどう	0.1ppm
	そら豆	0.1ppm
	その他の豆類	0.1ppm

	牛の肝臓	0.3ppm
	豚の肝臓	0.3ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3ppm
	牛の腎臓	0.4ppm
	豚の腎臓	0.4ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4ppm
	牛の食用部分	0.4ppm
	豚の食用部分	0.4ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4ppm
	乳	0.4ppm
	鶏の筋肉	0.02ppm
	その他の家きんの筋肉	0.02ppm
	鶏の脂肪	1 ppm
	その他の家きんの脂肪	1 ppm
	鶏の肝臓	0.07ppm
	その他の家きんの肝臓	0.07ppm
	鶏の腎臓	0.07ppm
	その他の家きんの腎臓	0.07ppm
	鶏の食用部分	0.07ppm
	その他の家きんの食用部分	0.07ppm
	鶏の卵	0.4ppm
	その他の家きんの卵	0.4ppm
	魚介類	0.8ppm
	［号を加える。］	
［略］		
スピネトラム	米	0.1ppm
	とうもろこし	0.02ppm
	大豆	0.1ppm
	小豆類	0.1ppm
	えんどう	0.1ppm
	そら豆	0.1ppm
	その他の豆類	0.1ppm

ばれいしょ	0.02ppm
さといも類	0.02ppm
かんしょ	0.1ppm
てんさい	0.02ppm
だいこん類の根	0.1ppm
だいこん類の葉	10ppm
かぶ類の根	0.2ppm
かぶ類の葉	3 ppm
クレソン	3 ppm
はくさい	0.7ppm
キャベツ	0.3ppm
芽キャベツ	1 ppm
ケール	10ppm
こまつな	5 ppm
きょうな	5 ppm
チンゲンサイ	3 ppm
カリフラワー	0.5ppm
ブロッコリー	2 ppm
その他のあぶらな科野菜	10ppm
エンダイブ	3 ppm
しゅんぎく	15ppm
レタス	10ppm
その他のきく科野菜	20ppm
たまねぎ	0.1ppm
ねぎ	0.8ppm
にんにく	0.1ppm
にら	2 ppm
アスパラガス	0.3ppm
その他のゆり科野菜	2 ppm
にんじん	0.02ppm
パセリ	3 ppm

ばれいしょ	0.1ppm
さといも類	0.02ppm
かんしょ	0.1ppm
てんさい	0.1ppm
だいこん類の根	0.1ppm
だいこん類の葉	10ppm
かぶ類の根	0.2ppm
かぶ類の葉	3 ppm
クレソン	8 ppm
はくさい	1 ppm
キャベツ	2 ppm
芽キャベツ	2 ppm
ケール	5 ppm
こまつな	10ppm
きょうな	10ppm
チンゲンサイ	10ppm
カリフラワー	2 ppm
ブロッコリー	2 ppm
その他のあぶらな科野菜	10ppm
エンダイブ	8 ppm
しゅんぎく	15ppm
レタス	10ppm
その他のきく科野菜	20ppm
たまねぎ	0.1ppm
ねぎ	2 ppm
にんにく	0.1ppm
にら	2 ppm
アスパラガス	0.3ppm
その他のゆり科野菜	2 ppm
にんじん	0.02ppm
パセリ	8 ppm

セロリ	6 ppm
その他のせり科野菜	3 ppm
トマト	0.7ppm
ピーマン	0.7ppm
なす	0.2ppm
その他のなす科野菜	2 ppm
きゅうり	0.3ppm
かぼちゃ	0.1ppm
しろうり	0.1ppm
すいか（果皮を含む。）	0.08ppm
メロン類果実	0.1ppm
まくわうり（果皮を含む。）	0.01ppm
その他のうり科野菜	0.3ppm
ほうれんそう	10ppm
オクラ	0.4ppm
未成熟えんどう	2 ppm
未成熟いんげん	1 ppm
えだまめ	0.5ppm
その他の野菜	15ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.5ppm
なつみかんの果実全体	0.3ppm
レモン	0.7ppm
オレンジ	0.5ppm
グレープフルーツ	0.3ppm
ライム	0.7ppm
その他のかんきつ類果実	0.7ppm
りんご	0.5ppm
日本なし	0.3ppm
西洋なし	0.3ppm
マルメロ	0.05ppm
びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）	0.05ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.7ppm

セロリ	8 ppm
その他のせり科野菜	8 ppm
トマト	0.7ppm
ピーマン	0.7ppm
なす	0.2ppm
その他のなす科野菜	2 ppm
きゅうり	0.3ppm
かぼちゃ	0.3ppm
しろうり	0.3ppm
すいか（果皮を含む。）	0.08ppm
メロン類果実	0.1ppm
まくわうり（果皮を含む。）	0.01ppm
その他のうり科野菜	0.3ppm
ほうれんそう	10ppm
［号を加える。］	
未成熟えんどう	2 ppm
未成熟いんげん	1 ppm
えだまめ	0.5ppm
その他の野菜	8 ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.5ppm
なつみかんの果実全体	0.3ppm
レモン	0.7ppm
オレンジ	0.7ppm
グレープフルーツ	0.7ppm
ライム	0.7ppm
その他のかんきつ類果実	0.7ppm
りんご	0.5ppm
日本なし	0.5ppm
西洋なし	0.5ppm
マルメロ	0.2ppm
びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）	0.05ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.7ppm

ネクタリン	0.5ppm
あんず	0.7ppm
すもも	0.2ppm
うめ	0.7ppm
おうとう	0.5ppm
いちご	1 ppm
ラズベリー	0.8ppm
ブラックベリー	0.7ppm
ブルーベリー	0.5ppm
クランベリー	0.01ppm
ハックルベリー	0.2ppm
その他のベリー類果実	0.5ppm
ぶどう	2 ppm
かき	0.3ppm
バナナ	0.3ppm
パパイヤ	0.3ppm
アボカド	0.3ppm
パイナップル	0.02ppm
グアバ	0.3ppm
マンゴー	0.3ppm
パッションフルーツ	0.4ppm
その他の果実	0.5ppm
綿実	0.01ppm
ぎんなん	0.01ppm
くり	0.1ppm
ペカン	0.1ppm
アーモンド	0.1ppm
くるみ	0.1ppm
その他のナッツ類	0.1ppm
茶	70ppm
その他のスパイス	2 ppm
その他のハーブ	10ppm

ネクタリン	0.5ppm
あんず	0.8ppm
すもも	0.2ppm
うめ	0.8ppm
おうとう	0.5ppm
いちご	2 ppm
ラズベリー	0.8ppm
ブラックベリー	0.7ppm
ブルーベリー	0.5ppm
クランベリー	0.01ppm
ハックルベリー	0.2ppm
その他のベリー類果実	0.7ppm
ぶどう	2 ppm
かき	0.3ppm
バナナ	0.3ppm
パパイヤ	0.3ppm
アボカド	0.3ppm
パイナップル	0.02ppm
グアバ	0.3ppm
マンゴー	0.3ppm
パッションフルーツ	0.4ppm
その他の果実	0.5ppm
綿実	0.01ppm
ぎんなん	0.01ppm
くり	0.1ppm
ペカン	0.1ppm
アーモンド	0.1ppm
くるみ	0.1ppm
その他のナッツ類	0.1ppm
茶	70ppm
その他のスパイス	3 ppm
その他のハーブ	8 ppm

	牛の筋肉	1 ppm
	豚の筋肉	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	1 ppm
	牛の脂肪	1 ppm
	豚の脂肪	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1 ppm
	牛の肝臓	0.1ppm
	豚の肝臓	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
	牛の腎臓	0.1ppm
	豚の腎臓	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1ppm
	牛の食用部分	0.1ppm
	豚の食用部分	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
	乳	0.02ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	その他の家きんの筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.01ppm
	その他の家きんの脂肪	0.01ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		

	牛の筋肉	1 ppm
	豚の筋肉	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	1 ppm
	牛の脂肪	1 ppm
	豚の脂肪	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1 ppm
	牛の肝臓	0.1ppm
	豚の肝臓	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
	牛の腎臓	0.1ppm
	豚の腎臓	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1ppm
	牛の食用部分	0.1ppm
	豚の食用部分	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
	乳	0.02ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	その他の家きんの筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.01ppm
	その他の家きんの脂肪	0.01ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		

ブタクロール	米	0.01ppm
	魚介類	0.2ppm
［略］		
フラメトピル	［略］	［略］
プラレトリン	牛の筋肉	0.01ppm
	豚の筋肉	0.01ppm
	牛の脂肪	0.02ppm
	豚の脂肪	0.02ppm
	牛の肝臓	0.01ppm
	豚の肝臓	0.01ppm
	牛の腎臓	0.01ppm
	豚の腎臓	0.01ppm
	牛の食用部分	0.01ppm
	豚の食用部分	0.01ppm
	乳	0.01ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.2ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
［略］		

［(2)～(15)　略］

［７～12　略］

［Ｂ～Ｄ　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

ブタクロール	米	0.1ppm
	魚介類	0.2ppm
［略］		
フラメトピル［項を加える。］	［略］	［略］
［略］		

［(2)～(15)　略］

［７～12　略］

［Ｂ～Ｄ　略］

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、とうもろこし、大豆、ばれいしょ、てんさい、だいこん類の根、はくさい、レタス、その他のせり科野菜、すいか（果皮を含む。）、まくわうり（果皮を含む。）、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するエトフェンプロックスの量の限度、米、ばれいしょ、てんさい、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、エンダイブ、ねぎ、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、かぼちゃ、しろうり、オレンジ、グレープフルーツ、日本なし、西洋なし、マルメロ、あんず、うめ、いちご、その他のベリー類果実及びその他のスパイスに残留するスピネトラムの量の限度並びに米に残留するブタクロールの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

産業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 492 号

産業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第71条第６号の規定に基づき公告する。

令和７年10月７日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　長谷川史彦

（令和７年８月22日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
070240ＪＰ	一般財団法人ケケン試験認証センター 東京都文京区湯島二丁目31番30号	一般財団法人ケケン試験認証センター　関西事業所 大阪府大阪市平野区平野北一丁目７番２号	耐光・汗耐光・耐候堅ろう度試験 洗濯・ドライクリーニング・塩素処理水堅ろう度試験 汗・水・海水・昇華堅ろう度試験 摩擦堅ろう度試験 パイル質量試験 敷物寸法・寸法変化試験 敷物帯電性試験

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

令和７年10月７日

阪神高速道路株式会社契約責任者

建設事業本部長　下田　健司

○令和７年阪神高速公告第 18 号

１　当該招請の主旨　本業務は、長大橋を対象に高度な解析技術を用いて耐荷力、耐震性、耐風性の性能照査および阪神高速が別途契約している詳細設計業務（以下、「別途業務」という。）で実施する検討の妥当性検証を目的とするもの。耐荷力、耐震性の性能照査および妥当性検証は橋全体系の大規模モデルを用いてシェル要素やファイバー要素での構造解析を実施し、別途業務へのフィードバックも行う。耐風性の検討では、流体―構造物連成解析を用いた性能照査手法の確立を目指して、主桁を対象とした数値流体解析を実施し、解析精度の向上を図る。上記の検討においては、評価の適切性を有識者に諮問できる体制を構築し、課題の抽出及び解決方法等を審議しながら検討を進めるものである。

したがって、本業務を行うにあたっては、

①　支間長400m以上の道路橋の全橋を対象に構造解析の検討実績を複数有していること。

②　シェル要素を用いた、支間長400m以上の橋全体を対象とした大規模モデルでの構造解析の実績を有していること。

③　構造解析検討に関する常設の委員会を有し、学識者・有識者等の専門家に諮問しながら検討の妥当性および適切性を評価できる体制を構築することができること。

※委員会とは、学識者・有識者等の専門家を含む高度な技術課題について審議する会議体を指す。

が求められる。

一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該法人」という。）は、阪神高速及びその他の道路の建設に関する、総合的な調査研究及び技術開発の実施を事業目的としており、以下の実績・能力を有している。

①　「阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務（平成28年度）」にて地震応答解析を実施しており、また、「長大橋の維持管理合理化のための調査研究業務（20―大管）」においては長大橋梁を対象にしたＦＥＭ検討や座屈固有値解析を実施しており、支間長400m以上の道路橋の全橋を対象とした構造解析の検討実績を有している。

②　「大規模解析技術による長大橋の性能照査に関する調査研究業務」にてシェル要素を用いて支間長400mを超える斜張橋全体を対象とした耐荷力解析および時刻歴応答解析を実施した実績を有している。

③　常設の委員会として「耐震技術検討委員会」等の体制を有しており、学識者・有識者等の専門家に諮問しながら高度な技術課題に対する検討の妥当性および適切性を迅速かつ的確に評価できる体制を構築することができ、下記の実績を有している。

・「湾岸線西伸部の設計荷重に関する調査検討業務」にて、「湾岸線西伸部の設計荷重に関する委員会」を組織し、学識者・有識者等の専門家へ地震荷重、風荷重、活荷重に関して諮問できる体制を構築した実績

・「長大橋梁の維持管理合理化のための調査研究業務（20―大管）」にて学識者・有識者等の専門家による委員会を組織し、耐荷力に関する検討の妥当性および適切性を評価した実績

よって、本業務の実施にあたり、当該法人が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、当該法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、３の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該法人との契約手続に移行する。

なお、３の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

２　業務概要

⑴　業務名　大規模解析技術による長大橋の性能照査業務

⑵　業務目的・内容　本業務は、長大橋を対象に高度な解析技術を用いて耐荷力、耐震性、耐風性の性能照査および別途業務で実施する検討の妥当性検証を目的に検討を実施するものである。性能照査および妥当性の確認における評価の適切性を有識者に諮問できる体制を構築し、課題の抽出及び解決方法等を審議しながら検討を進めるものである。

⑶　履行期限　契約締結日の翌日から令和９年８月31日まで

３　応募要件　参加意思確認書の提出者に対する要件

１）企業の形態　次に掲げる要件を満たしている単体企業であること。

・阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

・技術提案書の特定時に阪神高速における2025～2028年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「土木設計」の認定を受けていること。

・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

・参加意思確認書の提出期限日から技術提案書の特定時までの期間において阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下、「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和５年阪神高速細則第１号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記３）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

２）企業の能力　業務実績が指定された要件を満たすこと。(説明書参照)

３）配置予定技術者の能力　本業務における配置予定管理技術者の保有資格、手持ち業務の状況、同種業務の実績が、指定された要件を満たすこと。(説明書参照)。

４）業務実施体制　本業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。(説明書参照)

５）参加意思確認書提出者間の資本・人的関係等　参加表明書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(説明書参照)

4　手続等

⑴　担当部署　阪神高速道路株式会社　建設事業本部　総務・経理課

（住所）〒530―0005 大阪市北区中之島３丁目２番４号中之島フェスティバルタワー・ウエスト８Ｆ

（電話）06―6232―6656

⑵　説明書等の交付期間及び方法

①　交付期間　令和７年10月７日（火）から令和７年10月17日（金）午後４時まで

②　交付方法　下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由より、下記サイトからの受領ができない場合は、ＣＤ―Ｒ等により交付するので、事前に上記⑴の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告）
https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/

③　交付図書のダウンロード手順　②のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのＵＲＬ情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

⑶　参加意思確認書の提出期限及び提出方法並びに提出先

①　提出期限　令和７年10月17日（金）午後４時

②　提出方法　１部を持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）により提出すること。持参する場合は、上記期限までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前10時から12時まで、午後１時から４時まで。

③　提出先　上記⑴に同じ。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　当該業務に直接関連する他の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有

⑶　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑷　当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限　令和７年12月８日（月）午後４時

⑸　技術提案についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。

⑹　詳細は説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of contract of the procuring entity: SHIMODA Kenji, Director of Construction Headquarters of Hanshin Expressway Company Limited

⑵　Subject matter of the contract: Performance Verification Services for Long-Span Bridges Using Large-Scale Analytical Techniques

⑶　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4：00 P.M. 17 October 2025

⑷　Time-limit for the submission of technical proposal documents: 4：00 P.M. 8 December 2025

⑸　Contact point for tender documentation: General Affairs and Accounting Group Construction Headquarters, Hanshin Expressway Company Ltd. 3―2―4 Nakanoshima, Kita-ku, Osaka-shi, 530―0005 TEL 06―6232―6656

記

八戸地区養蚕農業協同組合
　青森県八戸市大字大工町７番地
五戸地区養蚕農業協同組合
　青森県三戸郡五戸町字下モ沢向13番地１
三戸地区養蚕農業協同組合
　青森県三戸郡三戸町大字八日町12番地
三本木地区養蚕農業協同組合
　青森県十和田市大字三本木字寺向官地
七戸地区養蚕農業協同組合
　青森県上北郡七戸町字七戸32番地25

農業協同組合法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合であって、本日現在において、当該農業協同組合に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、青森県知事にその旨の届出をされたい。

なお、当該農業協同組合が本日から２月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合に関する登記がされないときは、当該農業協同組合は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年10月７日

青森県知事　宮下宗一郎

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

北海道河東郡音更町緑陽台仲区二二番地一〇

有限会社水野設備

清算人　水野　正

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

北海道帯広市東四条南七丁目一番地

有限会社ニイダ

清算人　新田　昭代

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

北海道寿都郡寿都町字大磯町一七番地四

株式会社上田屋

代表清算人　小田　麻里

解散公告

当社は、令和七年八月二十四日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

札幌市西区西町南十六丁目三番一〇号

有限会社ブレーンアンドビジネス

清算人　平野　陽子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

札幌市豊平区月寒東二条五丁目四番八号

有限会社ライフケーアイ

清算人　松岡　恭子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

北海道室蘭市中島町一丁目三四番七号

有限会社中島商事

清算人　中島　康彦

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

宮城県富谷市富谷西沢七一番地

株式会社ヤシマ

代表清算人　會津　清一

解散公告

当法人は、令和七年六月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

茨城県水戸市平須町九五五番地一

特定非営利活動法人茨城県地域密着型介護サービス協議会　清算人　今橋　孝司

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

栃木県鹿沼市中田町一一七二番地一

東和商事有限会社

清算人　石塚　徳彦

解散公告

当社は、令和四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

群馬県高崎市飯塚町四六六番地の四

有限会社勅使川原組

清算人　勅使川原明美

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年八月八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

埼玉県所沢市松郷二三八番一

株式会社G．N．N

代表清算人　中里　雅博

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

埼玉県三郷市彦川戸一丁目一五八番地

有限会社エイ・エル・エス

清算人　川名京都路

解散公告

当社は、令和七年九月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

千葉県柏市あけぼの四丁目五番八号

有限会社飯田抜型

清算人　飯田　文則

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

千葉県千葉市中央区新宿二丁目二番九号ひぐらしビル一〇二号室　株式会社鈴木商会

代表清算人　鈴木　啓司

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人Ｚｅｌｋｏｖａ

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社Ｚｅｌｋｏｖａ

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都渋谷区神南一丁目一三番一五号信友商事ビル

一般社団法人日本データマーケティング支援機構

代表清算人　高谷　良二

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都江戸川区南葛西一丁目八番一四号

株式会社デコル

代表清算人　鈴木さつき

解散公告

当社は、令和七年九月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都文京区本郷一丁目一〇番一四号加奈利屋館五階

株式会社エイスフィール

代表清算人　越山　美紀

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年八月八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都八王子市左入町六九五番地一

株式会社セブン

代表清算人　中里　雅博

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年八月八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都八王子市左入町九二一番地一

株式会社ＮＩＮＥ

代表清算人　中里　雅博

解散公告

当社は、令和七年九月十五日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都千代田区大手町一丁目七番二号東京サンケイビル二七階

ＨＯＬＴＥＣ　ＪＡＰＡＮ合同会社

代表清算人　ハイゼン・パン

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都中野区中野二丁目一番七号

株式会社アイ・エスカンパニー

代表清算人　今村　壮希

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

合同会社ニック

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目一五番一〇号

株式会社アーキトロン建築設計事務所

代表清算人　脇　　守

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

合同会社ニック

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

合同会社ニック２

清算人　鄭　武壽

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人ニック

清算人　鄭　武壽

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人ニック２

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都港区虎ノ門五丁目一一番一号オランダヒルズ森タワー一一階楠・岩崎・澤野法律事務所内

Ｆｌｏｒａ　Ｆｏｏｄ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　髙橋　圭

解散公告

当社は、令和七年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都渋谷区渋谷二―一二―四ネクストサイト渋谷ビル一一Ｆ　株式会社ＩＦＡ

代表清算人　嘉数　雄一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都品川区上大崎一丁目二二番一五―二〇五号　有限会社ティーイーエス企画

清算人　髙田　敏宏

解散公告

当社は、令和七年九月十九日付会社法第三一九条第一項の規定による株主総会の書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都千代田区大手町一丁目三番一号

ＮＣＣＡＰ１―４株式会社

代表清算人　森田　治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社Ｊｏｅ　Ｃｏｔｔｏｎ

清算人　福永　隆明

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

一般社団法人Ｊｅｌａｗａｔ

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都江東区北砂五丁目一九番三一号

有限会社三晴玲

代表清算人　小野田雅晴

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日付の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都渋谷区恵比寿四丁目三番五号七〇四号室アークアウトソーシング株式会社内

ＡＨＡＶＡ Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　金　涛

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

神奈川県横浜市神奈川区金港町二番地一

Ｆｕｔｕｒｅ　ａｎｄ　Ｓｕｎ合同会社

清算人　原　郁子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

神奈川県茅ヶ崎市元町四番三三号

株式会社綜合建設イシイ

代表清算人　石井　弘

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

石川県金沢市小橋町七番一八号

有限会社山本理科

清算人　山本　正博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

岐阜県可児市広見七五九番地六

株式会社ユーカリ・エイジェンシー

代表清算人　井上由加里

解散公告

当社は、令和七年九月三十日株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

静岡県浜松市中央区砂山町三五五番地の四

ハマキョウレックス浜松駅南ビル四一二号室

ロータスネオ株式会社

代表清算人　間部　圭介

解散公告

当社は、令和七年九月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

愛知県刈谷市寿町四丁目六〇一番地

株式会社オルタナ

代表清算人　岡村　優

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

名古屋市緑区黒沢台四丁目九〇四番地

有限会社屋根屋

清算人　中務　雅行

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

京都市山科区竹鼻竹ノ街道町五六番地

株式会社フォレスト倶楽部マネージメント

代表清算人　堀　　充宏

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

大阪府八尾市神宮寺一丁目一番地の二

有限会社山喜商店

清算人　山喜　順子

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

大阪府茨木市沢良宜東町一四番三七号

株式会社ジョイグリーン

代表清算人　中村　新一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

大阪市北区西天満三丁目一三番一八号西天満クリスタルビル七階

トラストブレイン株式会社

代表清算人　藤川　雄貴

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

大阪市福島区福島一丁目一番四八号ザ・タワー大阪レジデンス四〇五号

トラストセミナル株式会社

代表清算人　藤川　雄貴

解散公告

当社は、令和七年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

大阪府八尾市青山町四丁目五番二二号

株式会社ファイン

代表清算人　勝山　由美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

大阪市中央区南船場四―四―三

株式会社Ｌｏｊｅｔ

代表清算人　髙城沙弥香

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

兵庫県尼崎市立花町二丁目二二番一六号

有限会社ボーグ

清算人　内山　洋之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

兵庫県宝塚市小林一丁目一二番七号

小野通商有限会社

清算人　小野　正明

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

奈良県生駒市高山町一〇六七六番地の二

宮西建材株式会社

代表清算人　宮西　隆雄

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

徳島県那賀郡那賀町平谷字ツエノ下モ七番地の一

平谷商事有限会社

清算人　白鯛　伴二

解散公告

当社は、令和七年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

徳島県徳島市東吉野町三丁目一一番地の一〇

有限会社ＡＥＭ研究所

清算人　木戸　博

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

愛媛県松山市富久町一八番地一

株式会社東味庵

代表清算人　好永　隆之

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

愛媛県松山市高岡町三七〇番地二

有限会社第一車体

清算人　小林　美穂

解散公告

当社は、令和七年九月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

福岡市博多区板付五丁目八番二七―四〇一号

岡﨑合同会社

清算人　岡﨑　忠博

第63期決算公告

令和７年10月７日

福島県いわき市内郷綴町金谷１番地の７

田村建材株式会社

代表取締役　田村　哲朗

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,498,991
	固定資産	3,269,775
	合計	4,768,766
負債及び純資産の部	流動負債	2,607,218
	固定負債	873,481
	株主資本	1,288,067
	資本金	45,000
	利益剰余金	1,243,067
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	1,231,817
	（うち当期純利益）	(49,269)
	合計	4,768,766

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

福岡県春日市須玖北二丁目十二番地ＤＯＯＰ春日須玖の杜六〇一号

一般社団法人ＣＯＣＯＡＧＥ

代表清算人　西江　佳子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

福岡県筑紫野市大字筑紫二三番地四

株式会社エグザ

代表清算人　古賀　基博

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

福岡県宗像市赤間五丁目六番八―四〇七号

株式会社社川上建工

清算人　川上　久利

解散公告

当社は、平成三十年十二月十二日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

大分県大分市中島西三丁目八番一五号

東洋建設株式会社

代表清算人　工藤　克彦

解散公告

当社は、令和七年九月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

大分県大分市勢家町一丁目一番一二号

有限会社東和工業

清算人　工藤　克彦

解散公告

当社は、令和三年九月十六日大分地方裁判所杵築支部にて破産手続きが開始されたので解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

大分県杵築市大字熊野二一三一番地

農業法人有限会社山王農園

清算人　工藤　克彦

解散公告

当社は、令和六年八月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

大分県佐伯市大手町三丁目四番二一号

有限会社佐伯二十八萬石

清算人　園田　禎永

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

大分県玖珠郡九重町大字松木

有限会社佐藤工芸

清算人　佐藤　寛八

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

鹿児島市中央町二四番地一四

有限会社朝日屋

清算人　長岡　洋一

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

鹿児島県霧島市国分中央三丁目一六番三号（旧住所　鹿児島県霧島市国分中央三丁目一二番五四号）

有限会社モリ

清算人　福田　英人

解散公告

当社は、令和七年九月十八日臨時株主総会の決議により、九月十九日を以て解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

鹿児島県出水市大野原町二〇八〇番地

一般財団法人日本建設労働技能育成センター

代表清算人　深井　昭匡

解散公告（第一回）

当法人は、福島地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

福島県伊達郡国見町大字西大枝字水口一三番地

宗教法人神道修成派大国教会

清算人　弁護士　藤井　和久

連絡先　福島県福島市仲間町二番一三号コーポエクセルⅡ二〇一号藤井法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月十二日の責任役員会の決議並びに東京都の認可により令和七年九月十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

東京都世田谷区代田四丁目一〇番二号

宗教法人代田不動堂新恵講

清算人　飯田二三子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月十七日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により、令和七年九月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

広島市西区横川町二丁目七番一九号

医療法人栄平会

清算人　平岡　徹郎

第86期決算公告

令和７年10月７日

埼玉県川口市青木二丁目３番46号

株式会社谷川電機製作所

代表取締役　谷川　善一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	952
	固定資産	786
	資産合計	1,739
負債及び純資産の部	流動負債	647
	固定負債	5
	株主資本	1,086
	資本金	96
	利益剰余金	990
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	966
	（うち当期純利益）	（102）
	負債・純資産合計	1,739

解散公告（第二回）

当公社は、令和七年八月六日埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和七年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

埼玉県入間市豊岡一丁目一六番一号
入間市土地開発公社
代表清算人　杉島理一郎

第 66 期 決 算 公 告

2025年10月7日　　大阪市北区中之島三丁目２番４号
株式会社ナイキ
代表取締役　内記　政春

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,719,013	流動負債	4,286,011
固定資産	3,175,811	固定負債	1,187,630
		株主資本	3,376,446
		資本金	300,000
		資本剰余金	54,825
		資本準備金	3,800
		その他資本剰余金	51,025
		利益剰余金	3,021,621
		利益準備金	71,200
		その他利益剰余金	2,950,421
		（うち当期純利益）	(441,213)
		評価・換算差額等	44,736
資産合計	**8,894,824**	**負債・純資産合計**	**8,894,824**

第 122 期 決 算 公 告

令和７年９月26日　大阪市北区中之島６丁目２番40号

谷川運輸倉庫株式会社

代表取締役社長　谷川　隆史

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,717,040	流動負債	832,333
固定資産	3,666,754	固定負債	1,369,226
有形固定資産	2,974,631	**負債合計**	**2,201,559**
無形固定資産	19,420	株主資本	3,182,235
投資その他の資産	672,702	資本金	200,000
		資本剰余金	431
		資本準備金	431
		利益剰余金	2,981,804
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	2,931,804
		（うち当期純利益）	(217,152)
		純資産合計	**3,182,235**
資産合計	**5,383,795**	**負債・純資産合計**	**5,383,795**

第 22 期決算公告　令和７年９月12日
東京都品川区大崎一丁目11番２号
株式会社ＤＹＭ
代表取締役　水谷　佑毅
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,535,627
	固定資産	7,262,001
	資産合計	18,797,628
負純資産及のび部	流動負債	11,123,998
	固定負債	1,042,109
	株主資本	6,631,520
	資本金	50,000
	資本剰余金	948,398
	資本準備金	475,589
	その他資本剰余金	472,809
	利益剰余金	5,633,121
	その他利益剰余金	5,633,121
	（うち当期純利益）	(471,640)
	負債・純資産合計	18,797,628

第３期決算公告　令和７年10月７日
東京都品川区西五反田１－３－８
五反田ＰＬＡＣＥ３階Ｂ
株式会社オイシル
代表取締役　葛川　英雄
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	161,292
	固定資産	36,298
	有形固定資産	16,884
	投資その他の資産	19,414
	資産合計	197,591
負純資産及のび部	流動負債	41,406
	固定負債	65,608
	株主資本	90,577
	資本金	5,000
	利益剰余金	85,577
	その他利益剰余金	85,577
	（うち当期純利益）	(38,182)
	負債・純資産合計	197,591

第 11 期決算公告　令和７年10月７日
東京都渋谷区恵比寿２－28－10
ＳｈｕＢＬＤＧ2956
株式会社Ｙメディカル
代表取締役　榊原　健志
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	269,915
	固定資産	50,006
	資産合計	319,921
負純資産及のび部	流動負債	119,991
	固定負債	500
	負債合計	120,491
	株主資本	199,430
	資本金	1,000
	利益剰余金	198,430
	その他利益剰余金	198,430
	（うち当期純利益）	(42,291)
	純資産合計	199,430
	負債・純資産合計	319,921

第７期決算公告　令和７年10月７日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング
ハウデンブローカーズジャパン株式会社
代表取締役　濵田健一郎
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	47,937
	固定資産	20,100
	資産合計	68,037
負純資産及のび部	流動負債	16,342
	株主資本	51,694
	資本金	18,000
	利益剰余金	33,694
	利益準備金	1,224
	その他利益剰余金	32,470
	（うち当期純利益）	(18,429)
	負債・純資産合計	68,037

第 22 期決算公告
令和７年10月７日
東京都港区芝公園一丁目３番12号
株式会社ウエストブルック・ジャパン
代表取締役　武田　一朗
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	129,111
	固定資産	10,009
	合計	139,120
負純資産及のび部	流動負債	22,842
	株主資本	116,278
	資本金	10,000
	利益剰余金	106,278
	その他利益剰余金	106,278
	（うち当期純利益）	(18,473)
	合計	139,120

第 11 期決算公告
令和７年６月27日
東京都品川区大崎一丁目11番２号
株式会社ＤＹＭキャリア
代表取締役　沖之城雅弘
貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,074,612
	固定資産	4,232
	資産合計	1,078,844
負純資産及のび部	流動負債	780,950
	株主資本	297,895
	資本金	20,000
	利益剰余金	277,895
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	272,895
	（うち当期純利益）	(121,510)
	負債・純資産合計	1,078,844

第２期決算公告　令和７年10月７日
東京都新宿区市谷本村町２番１号
クイーンビル８階
ＫＲＨホールディングス株式会社
代表取締役　坂田　史明
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	801,750
	固定資産	9,165,123
	合計	9,966,873
負純資産及のび部	流動負債	1,048,837
	固定負債	5,848,000
	株主資本	3,070,036
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,700,000
	その他資本剰余金	2,700,000
	利益剰余金	270,036
	その他利益剰余金	270,036
	（うち当期純利益）	(247,798)
	合計	9,966,873

第 47 期決算公告　令和７年10月７日
東京都千代田区神田三崎町二丁目２番12号
株式会社東京リーガルマインド
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,573,058
	固定資産	1,470,081
	資産合計	7,043,139
負純資産及のび部	流動負債	3,515,474
	固定負債	833,071
	株主資本	2,694,594
	資本金	48,000
	資本剰余金	375,719
	資本準備金	123,719
	その他資本剰余金	252,000
	利益剰余金	2,270,874
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	2,195,874
	（うち当期純利益）	(257,263)
	負債・純資産合計	7,043,139

第 36 期決算公告
令和７年10月７日
東京都渋谷区宇田川町20－17
ＮＭＦ渋谷公園通りビル５階
医療法人社団ＭＹメディカル
理事長　水谷　佑毅
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,350,463
	固定資産	2,357,002
	繰延資産	792
	資産合計	5,708,257
負純資産及のび部	流動負債	784,661
	固定負債	2,560,276
	株主資本	2,363,320
	資本金	25,828
	利益剰余金	2,337,492
	その他利益剰余金	2,337,492
	（うち当期純損失）	(352,096)
	負債・純資産合計	5,708,257

第 39 期決算公告　2025年６月27日
神奈川県横浜市磯子区新中原町１番地
日本複合材料株式会社
代表取締役社長　鈴木　靖俊
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	845,785
	固定資産	122,477
	合計	968,262
負純資産及のび部	流動負債	121,720
	賞与引当金	28,869
	固定負債	217,423
	退職給付引当金	67,919
	役員退職慰労引当金	8,290
	株主資本	629,119
	資本金	50,000
	利益剰余金	579,119
	その他利益剰余金	579,119
	（うち当期純利益）	(28,450)
	合計	968,262

第 1 期決算公告
令和７年10月７日
東京都中央区日本橋兜町17－２
兜町第６葉山ビル４Ｆ
株式会社メルティンＭＭＩ
代表取締役　粕谷　昌宏
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,796
	固定資産	607
	合計	17,404
負純資産及のび部	流動負債	10,273
	株主資本	7,130
	資本金	95
	資本剰余金	95
	資本準備金	95
	利益剰余金	6,940
	その他利益剰余金	6,940
	（うち当期純利益）	(6,940)
	合計	17,404

第 13 期決算公告　令和７年10月７日
東京都新宿区市谷本村町２番１号
クイーンビル８階
馥ジャパン株式会社
代表取締役　坂田　史明
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,285,622,747
	固定資産	5,492,546
	合計	1,291,115,293
負純資産及のび部	流動負債	127,357,826
	（賞与引当金）	(3,000,000)
	固定負債	1,016,800,000
	（退職給付引当金）	(16,800,000)
	株主資本	146,957,467
	資本金	1
	利益剰余金	146,957,466
	その他利益剰余金	146,957,466
	（うち当期純利益）	(13,921,771)
	合計	1,291,115,293

第77期決算公告　令和７年10月７日
三重県四日市市相生町１番１号
大宗建設株式会社
取締役社長　佐野　行廣
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,911,001
	固定資産	917,225
	合計	3,828,226
負純資産及び部	流動負債	1,180,774
	株主資本	2,647,452
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,150
	資本準備金	2,150
	利益剰余金	2,556,219
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,531,219
	（うち当期純利益）	(186,354)
	自己株式	△10,917
	合計	3,828,226

第４期決算公告
令和７年10月７日
名古屋市港区小碓三丁目101番地
久野ハイツ403号
株式会社ジンカンパニー
代表取締役　竹之内　仁
貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,492
	合計	12,492
負純資産及び部	流動負債	663
	固定負債	10,958
	株主資本	870
	資本金	1,000
	利益剰余金	△129
	その他利益剰余金	△129
	（うち当期純利益）	(902)
	合計	12,492

第52期決算公告　令和７年10月７日
名古屋市港区小碓三丁目101番地
久野ハイツ401号
三立興業株式会社
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	45,546
	固定資産	160,693
	合計	206,239
負純資産及び部	流動負債	8,965
	固定負債	69,091
	株主資本	128,182
	資本金	15,000
	資本剰余金	13,000
	資本準備金	13,000
	利益剰余金	100,182
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	100,032
	（うち当期純損失）	(39,177)
	合計	206,239

第10期決算公告　令和７年９月16日
大阪府箕面市船場東３丁目４番17号
箕面千里ビル７階
ＫＯＴＡＩバイオテクノロジーズ株式会社
代表取締役　山下　和男
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	287,831
	固定資産	153,785
	合計	441,616
負純資産及び部	流動負債	97,390
	固定負債	400,000
	株主資本	△ 55,775
	資本金	15,067
	資本剰余金	11,426
	資本準備金	11,426
	利益剰余金	△ 82,267
	その他利益剰余金	△ 82,267
	（うち当期純損失）	(77,095)
	合計	441,616

第38期決算公告
令和７年９月29日
三重県松阪市桂瀬町718番地１
株式会社コスモス・コーポレイション
代表取締役　濱口　慶一
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	272,023
	固定資産	1,285,363
	資産合計	1,557,386
負純資産及び部	流動負債	378,200
	固定負債	511,379
	株主資本	667,807
	資本金	30,000
	利益剰余金	637,807
	利益準備金	4,300
	その他利益剰余金	633,507
	（うち当期純損失）	(20,472)
	負債・純資産合計	1,557,386

第52期決算公告　令和７年10月７日
三重県四日市市大治田３丁目３番23号
大宗建築サービス株式会社
取締役社長　佐野　行廣
貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	173,513
	固定資産	151,661
	合計	325,174
負純資産及び部	流動負債	20,649
	固定負債	2,986
	株主資本	301,539
	資本金	20,000
	利益剰余金	281,539
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	278,539
	（うち当期純損失）	(6,823)
	合計	325,174

第19期決算公告
令和７年10月７日
広島県廿日市市平良一丁目３番20号
株式会社アーキエイト
代表取締役　石井　廣記
貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,025
	固定資産	81
	合計	5,107
負純資産及び部	流動負債	1,997
	固定負債	—
	株主資本	3,110
	資本金	3,000
	利益剰余金	110
	その他利益剰余金	110
	（うち当期純利益）	(598)
	合計	5,107

第28期決算公告
令和７年10月７日
広島市佐伯区五日市駅前一丁目11番20号
株式会社システムフレンド
代表取締役　朝山　俊雄
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	226,738
	固定資産	41,022
	合計	267,760
負純資産及び部	流動負債	27,124
	固定負債	144,792
	株主資本	95,843
	資本金	37,000
	利益剰余金	62,802
	利益準備金	1,470
	その他利益剰余金	61,331
	（うち当期純利益）	(11,642)
	自己株式	△ 3,958
	合計	267,760

第36期決算公告　2025年10月７日
鳥取県西伯郡南部町原938番地２
ＴＶＣ株式会社
代表取締役社長　鷲尾　雅文
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,744,659
	固定資産	1,783,161
	合計	5,527,820
負純資産及び部	流動負債	2,231,858
	（賞与引当金）	(140,000)
	固定負債	469,044
	（退職給付引当金）	(469,044)
	株主資本	2,826,918
	資本金	100,000
	資本剰余金	370,191
	利益剰余金	2,356,727
	（うち当期純利益）	(148,277)
	合計	5,527,820

第８期決算公告
令和７年10月７日
東京都目黒区上目黒四丁目14番２号
株式会社カーサフライン
代表取締役　原田　直哉
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
流動資産	46		流動負債	83
固定資産	28		固定負債	53
			株主資本	△63
			資本金	90
			資本剰余金	220
			資本準備金	145
			その他資本剰余金	75
			利益剰余金	△373
			その他利益剰余金	△373
			（うち当期純損失）	(36)
資産合計	74		負債・純資産合計	74

債務引受に係るお知らせ

東日本高速道路株式会社第119回及び第122回社債の債権者各位

東日本高速道路株式会社第119回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構承継特例付）及び東日本高速道路株式会社第122回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）につきましては、令和七年九月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、東日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

令和七年十月七日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
東京都千代田区霞が関三丁目三番二号
代表取締役社長　由木　文彦

第７期決算公告

令和７年６月27日

東京都品川区大崎一丁目11番２号

株式会社ＤＹＭ Ｍ＆Ａコンサルティング

代表取締役　山田　豪

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	288,090
	資産合計	288,090
負純資産及のび部	流動負債	137,045
	株主資本	151,044
	資本金	5,000
	利益剰余金	146,044
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	144,794
	（うち当期純利益）	(142,853)
	負債・純資産合計	288,090

第65期決算公告

令和７年10月７日

東京都台東区上野７丁目６番９号

株式会社ヨシダ

代表取締役　山中　一剛

貸借対照表の要旨（令和７年７月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	18,610
	固定資産	6,766
	資産合計	25,376
負純資産及のび部	流動負債	6,875
	固定負債	1,316
	株主資本	17,185
	資本金	320
	資本剰余金	2
	資本準備金	2
	利益剰余金	16,862
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	16,782
	（うち当期純利益）	(53)
	負債・純資産合計	25,376

第８期決算公告

令和７年10月７日

東京都渋谷区代々木３丁目22番７号

Ａｉｒｉｔｅｃｈ株式会社

代表取締役　山﨑　政憲

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	372,949
	固定資産	30,761
	資産合計	403,710
負純資産及のび部	流動負債	164,983
	株主資本	238,727
	資本金	15,900
	資本剰余金	6,400
	資本準備金	6,400
	利益剰余金	216,427
	その他利益剰余金	216,427
	（うち当期純利益）	(40,021)
	負債・純資産合計	403,710

第２期決算公告

令和７年６月27日

東京都品川区大崎一丁目11番２号

株式会社東京寿司

代表取締役　木村　太郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,054
	固定資産	10,882
	繰延資産	962
	資産合計	30,899
負純資産及のび部	流動負債	4,233
	株主資本	26,665
	資本金	50,000
	利益剰余金	△23,334
	その他利益剰余金	△23,334
	（うち当期純損失）	(21,842)
	負債・純資産合計	30,899

第３期決算公告

令和７年６月27日

東京都立川市柴崎町二丁目３番18号

株式会社ワークスバリアフリー

代表取締役　矢島　辰哉

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	46,885
	固定資産	129,224
	資産合計	176,110
負純資産及のび部	流動負債	31,411
	固定負債	70,907
	株主資本	73,791
	資本金	30,000
	利益剰余金	43,791
	その他利益剰余金	43,791
	（うち当期純利益）	(29,047)
	負債・純資産合計	176,110

第20期決算公告

令和７年６月27日

東京都品川区大崎一丁目11番２号

株式会社ＤＹＭリアルエステート

代表取締役　山田圭太郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,077
	固定資産	810
	資産合計	6,887
負純資産及のび部	流動負債	880
	株主資本	6,006
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,993
	その他利益剰余金	△3,993
	（うち当期純利益）	(8,917)
	負債・純資産合計	6,887

第４期決算公告

令和７年10月７日

東京都中央区京橋二丁目７番14号

アーガス・メディア・ジャパン株式会社

代表取締役

スチュアート・ジョン・アシュマン

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	772,982
	固定資産	16,876
	合計	789,858
負純資産及のび部	流動負債	10,490
	固定負債	645,000
	株主資本	134,368
	資本金	49,000
	資本剰余金	49,000
	資本準備金	49,000
	利益剰余金	36,368
	その他利益剰余金	36,368
	（うち当期純利益）	(16,125)
	合計	789,858

第８期決算公告

令和７年10月７日

東京都新宿区内藤町１番地６ラ・ケヤキ

SyntheticGestalt株式会社

代表取締役　島田　幸輝

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	334,605
	固定資産	10,188
	資産合計	344,793
負純資産及のび部	流動負債	197,847
	株主資本	124,978
	資本金	99,000
	資本剰余金	973,988
	資本準備金	722,767
	その他資本剰余金	251,221
	利益剰余金	△948,009
	その他利益剰余金	△948,009
	（うち当期純損失）	(319,221)
	新株予約権	21,967
	負債・純資産合計	344,793

第25期決算公告

令和７年10月７日

東京都港区赤坂５丁目２―33

株式会社絵本ナビ

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	249,776
	固定資産	56,075
	資産合計	305,851
負純資産及のび部	流動負債	85,159
	ポイント引当金	361
	固定負債	23,237
	株主資本	197,454
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,186,886
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	1,086,886
	利益剰余金	△1,089,431
	その他利益剰余金	△1,089,431
	（うち当期純利益）	(18,118)
	負債・純資産合計	305,851

第１期決算公告

令和７年６月30日

東京都千代田区大手町二丁目２番１号

村上胎内洋上風力発電株式会社

社長兼ＣＥＯ　前田　益尚

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,618	流動負債	702
固定資産	7,968	負債合計	702
繰延資産	1,011	株主資本	11,896
		資本金	6,031
		資本剰余金	6,031
		資本準備金	6,031
		利益剰余金	△165
		その他利益剰余金	△165
		純資産合計	11,896
資産合計	12,599	負債・純資産合計	12,599

損益計算書の要旨

（自　令和６年11月20日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	165
営業損失	165
営業外損益	2
経常損失	163
税引前当期純損失	163
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	165

決算公告

令和７年10月７日

横浜市港北区新横浜一丁目19番地18―1103

ニチエツ株式会社

代表取締役　中村　高志

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	214,337
	固定資産	30,273
	繰延資産	162
	合計	244,773
負純資産及のび部	流動負債	31,698
	固定負債	85,860
	株主資本	127,214
	資本金	98,044
	資本剰余金	88,054
	資本準備金	88,054
	利益剰余金	△58,885
	その他利益剰余金	△58,885
	（うち当期純利益）	(17,045)
	合計	244,773

第46期決算公告

令和７年10月７日
山梨県甲府市大津町1088番７
スタンデックスエレクトロニクスジャパン株式会社
代表取締役　ラルフ・マイヤー

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,628,210
	固定資産	9,038,264
	資産合計	12,666,474
負債及び純資産の部	流動負債	2,168,838
	固定負債	944,848
	株主資本	9,552,788
	資本金	200,000
	利益剰余金	9,352,788
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	9,302,788
	（うち当期純利益）	(2,068,432)
	負債・純資産合計	12,666,474

第４期決算公告

令和７年10月７日
東京都新宿区四谷二丁目９番地15
東京ユナイテッド綜合事務所内
ＮＹプロパティーズ特定目的会社
取締役　池田　卓也

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	12,995,810	流動負債	211,265
固定資産	12,995,810	固定負債	11,900,940
その他の資産	722,717	負債合計	12,112,206
流動資産	683,743	社員資本	1,606,322
固定資産	25,155	特定資本金	100
投資その他の資産	25,155	優先資本金	1,500,000
繰延資産	13,818	剰余金	106,222
		当期未処分利益	106,222
		純資産合計	1,606,322
資産合計	13,718,528	負債・純資産合計	13,718,528

損益計算書の要旨
（自　令和６年12月１日　至　令和７年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	365,116
営業費用	251,031
営業利益	114,084
営業外収益	287
営業外費用	7,458
経常利益	106,914
税引前当期純利益	106,914
法人税、住民税及び事業税	692
当期純利益	106,222

第１期決算公告

令和７年10月７日
兵庫県姫路市飾磨区英賀西町２丁目７番地
株式会社Ｂｉｚサポ
代表取締役　宮本　秀宣

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,261
	固定資産	0
	合計	13,261
負債及び純資産の部	流動負債	223
	固定負債	0
	株主資本	13,038
	資本金	20,000
	利益剰余金	△6,962
	その他利益剰余金	△6,962
	（うち当期純損失）	(6,962)
	合計	13,261

第20期決算公告

令和７年10月７日
東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目９番２号501
シン・インターナショナル株式会社
代表取締役　飯田　容子

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	584,238
	固定資産	28,325,522
	繰延資産	733,190
	資産合計	29,642,950
負債及び純資産の部	流動負債	40,392,641
	株主資本	△10,749,691
	資本金	23,000,000
	利益剰余金	△33,749,691
	その他利益剰余金	△33,749,691
	（うち当期純損失）	(4,334,719)
	負債・純資産合計	29,642,950

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日
東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目九番二号
五〇一
シン・インターナショナル株式会社
代表取締役　飯田　容子

第37期決算公告

令和７年10月７日
北九州市八幡西区本城東五丁目２番33号
株式会社ゾーン
代表取締役　金村　浩二

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,063,952
	固定資産	10,275,442
	繰延資産	51,494
	合計	12,390,888
負債及び純資産の部	流動負債	658,404
	固定負債	6,646,544
	株主資本	5,085,940
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,075,940
	その他利益剰余金	5,075,940
	（うち当期純損失）	(658,813)
	合計	12,390,888

第48期決算公告

令和７年10月７日
東京都渋谷区恵比寿南二丁目９番２号
大和建物管理株式会社
代表取締役　神尾　博行

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3
	固定資産	423
	資産合計	427
負債及び純資産の部	流動負債	444
	株主資本	△17
	資本金	10
	利益剰余金	△27
	その他利益剰余金	△27
	（うち当期純損失）	(3)
	負債・純資産合計	427

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年九月三十日を効力発生日とする大和電業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加したので、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日
東京都渋谷区恵比寿南二丁目九番二号
大和建物管理株式会社
代表取締役　神尾　博行

第７期決算公告

令和７年６月27日
熊本県熊本市中央区新市街11―18
株式会社ＤＹＭ　ＮＥＸＴ
代表取締役　佐々木聡祐

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	96,400
	固定資産	69,730
	繰延資産	264
	資産合計	166,395
負債及び純資産の部	流動負債	44,209
	固定負債	155,000
	株主資本	△32,813
	資本金	5,000
	利益剰余金	△37,813
	その他利益剰余金	△37,813
	（うち当期純利益）	(27,911)
	負債・純資産合計	166,395

決算公告

令和７年10月７日
東京都荒川区西尾久五丁目14番12号
株式会社
医療福祉研究所ティー・エム・シー
代表取締役　山本　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,424,431
	固定資産	5,664,094
	資産合計	7,088,525
負債及び純資産の部	流動負債	3,292,344
	固定負債	20,400,000
	株主資本	△16,603,819
	資本金	11,000,000
	利益剰余金	△27,603,819
	利益準備金	452,500
	その他利益剰余金	△28,056,319
	（うち当期純損失）	(779,097)
	負債・純資産合計	7,088,525

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月七日
東京都荒川区西尾久五丁目一四番一二号
株式会社医療福祉研究所ティー・エム・シー
代表取締役　山本　大輔

第50期決算公告

令和７年10月７日
島根県浜田市黒川町97番地８
株式会社電設サービス
代表取締役　渡邊　頼孝

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,602,484
	固定資産	395,584
	繰延資産	5,929
	合計	2,003,998
負債及び純資産の部	流動負債	416,617
	固定負債	201,274
	株主資本	1,386,107
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,366,107
	その他利益剰余金	1,366,107
	（うち当期純利益）	(60,415)
	合計	2,003,998

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億八百七十九万六千八百七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日
島根県浜田市黒川町九七番地八
株式会社電設サービス
代表取締役　渡邊　頼孝

第17期決算公告

令和７年10月７日
愛知県名古屋市緑区諸の木１―1704
ヨーロピアンシャレー諸の木202
一般社団法人日本摂食嚥下リハビリテーション学会
代表理事　鎌倉やよい

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	571,682
	固定資産	385
	合計	572,067
負債及び純資産の部	流動負債	88
	固定負債	—
	負債合計	88
	基金	3,000
	指定正味財産	—
	一般正味財産	568,979
	正味財産合計	571,979
	合計	572,067

第78期決算公告

令和７年10月７日
東京都江東区佐賀一丁目３番２号
山利商事株式会社
代表取締役　**吉野**　恵太

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	789,958,184
	固定資産	329,173,150
	合計	1,119,131,334
負債及び純資産の部	流動負債	673,540,046
	固定負債	289,160,000
	株主資本	156,431,288
	資本金	99,087,500
	資本剰余金	124,087,500
	資本準備金	124,087,500
	利益剰余金	△66,743,712
	利益準備金	4,125,000
	その他利益剰余金	△70,868,712
	（うち当期純利益）	(666,364)
	合計	1,119,131,334

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億二千四百八万七千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日
東京都江東区佐賀一丁目三番二号
山利商事株式会社
代表取締役　**吉野**　恵太

第14期決算公告

令和７年８月25日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤカオルーン株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,347
	固定資産	10,347,629
	資産合計	10,348,976
負債及び純資産の部	流動負債	1,480,055
	固定負債	9,840,000
	負債合計	11,320,056
	株主資本	△ 971,079
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 973,079
	その他利益剰余金	△ 973,079
	（うち当期純損失）	(253,783)
	純資産合計	△ 971,079
	負債・純資産合計	10,348,976

第18期決算公告

令和７年10月７日
東京都港区新橋四丁目29番１号
プラウド新虎通り1801
株式会社アノドス
代表取締役　森　栄樹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	38,592
	固定資産	767
	合計	39,359
負債及び純資産の部	流動負債	17,660
	株主資本	21,699
	資本金	95,000
	資本剰余金	695,000
	資本準備金	95,000
	その他資本剰余金	600,000
	利益剰余金	△768,300
	その他利益剰余金	△768,300
	（うち当期純損失）	(8,384)
	合計	39,359

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円、資本準備金の額を九千五百万円減少し、それぞれ二千五百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年十月七日
東京都港区新橋四丁目二九番一号プラウド新虎通り一八〇一
株式会社アノドス
代表取締役　森　栄樹

第１期決算公告

令和７年８月25日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤコンフェイト株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,000
	資産合計	2,000
負債及び純資産の部	流動負債	5
	負債合計	5
	株主資本	1,994
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 5
	その他利益剰余金	△ 5
	（うち当期純損失）	(5)
	純資産合計	1,994
	負債・純資産合計	2,000

第１期決算公告

令和７年10月７日
東京都千代田区外神田１―18―19
新秋葉原ビル８階
株式会社リアルアキバ
代表取締役　榊原　敬太

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	37,759
	固定資産	111,835
	合計	149,595
負債及び純資産の部	流動負債	8,594
	固定負債	65,837
	株主資本	75,162
	資本金	25,000
	資本剰余金	55,270
	資本準備金	55,270
	利益剰余金	△5,107
	その他利益剰余金	△5,107
	（うち当期純損失）	(5,107)
	合計	149,595

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千百四十九万九千八百三十四円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日
東京都千代田区外神田一―一八―一九
新秋葉原ビル八階
株式会社リアルアキバ
代表取締役　榊原　敬太

第82期決算公告

令和７年８月29日
北海道旭川市曙１条１丁目
日本醤油工業株式会社
代表取締役社長　茂木　浩介

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	227,627
	固定資産	56,703
	合計	284,330
負債及び純資産の部	流動負債	78,092
	固定負債	63,035
	（退職給付引当金）	(22,148)
	株主資本	143,203
	資本金	13,500
	利益剰余金	129,703
	利益準備金	3,375
	その他利益剰余金	126,328
	（うち当期純利益）	(6,034)
	合計	284,330

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日

北海道上川郡東川町南町一丁目一九番一号
（甲）花本建設株式会社
代表取締役　花本　金行

北海道上川郡東川町東九号南一〇番地
（乙）株式会社東商
代表取締役　花本　金行

第36期決算公告

令和７年10月７日

北海道上川郡東川町東９号南10番地
株式会社東商
代表取締役　花本　金行

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,935
	固定資産	1,231
	合計	6,166
負純資債及産の部び	流動負債	39,859
	株主資本	△33,692
	資本金	10,000
	利益剰余金	△43,692
	その他利益剰余金	△43,692
	（うち当期純損失）	(116)
	合計	6,166

第67期決算公告

令和７年10月７日

北海道上川郡東川町南町一丁目19番１号
花本建設株式会社
代表取締役　花本　金行

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,662
	固定資産	1,110
	合計	2,773
負純資債及産の部び	流動負債	895
	固定負債	164
	株主資本	1,713
	資本金	45
	利益剰余金	1,739
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	1,724
	（うち当期純損失）	(7)
	自己株式	△71
	合計	2,773

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目二一番八―五〇二号
（甲）株式会社タカトキ
代表取締役　菊池　臣笑

東京都港区浜松町二丁目二番一五号
浜松町ダイヤビル二Ｆ
（乙）株式会社帆姫
代表取締役　菊池　吉純

令和６年度決算公告

令和７年10月７日

東京都港区浜松町二丁目２番15号
浜松町ダイヤビル２Ｆ
株式会社帆姫
代表取締役　菊池　吉純

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,833,238
	固定資産	4,191,350
	合計	8,024,588
負純資債及産の部び	流動負債	17,785,315
	株主資本	△9,760,727
	資本金	4,191,350
	利益剰余金	△13,952,077
	その他利益剰余金	△13,952,077
	（うち当期純損失）	(1,942,352)
	合計	8,024,588

令和６年度決算公告

令和７年10月７日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目21番８―502号
株式会社タカトキ
代表取締役　菊池　臣笑

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	329,409
	合計	329,409
負純資債及産の部び	流動負債	18,175,576
	株主資本	△17,846,167
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△20,846,167
	利益準備金	△45,503,889
	その他利益剰余金	24,657,722
	（うち当期純利益）	(3,677,254)
	合計	329,409

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日

東京都渋谷区代々木五丁目六七番八号
ＭＡＫＩＴＡＫＩビル三階
（甲）ＥＬＤｏｒａｄｏ株式会社
代表取締役　阿部　和宏

東京都渋谷区代々木五丁目六七番八号
ＭＡＫＩＴＡＫＩビル三階
（乙）株式会社Ｓｈａｎｔｉ
代表取締役　阿部　和宏

第９期決算公告

令和７年10月７日

東京都渋谷区代々木五丁目67番８号
ＭＡＫＩＴＡＫＩビル３階
株式会社Ｓｈａｎｔｉ
代表取締役　阿部　和宏

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,670
	資産合計	2,670
負純資債及産の部び	流動負債	19,784
	株主資本	△17,113
	資本金	1,000
	利益剰余金	△18,113
	その他利益剰余金	△18,113
	（うち当期純損失）	(83)
	負債・純資産合計	2,670

第３期決算公告

令和７年10月７日

東京都渋谷区代々木五丁目67番８号
ＭＡＫＩＴＡＫＩビル３階
ＥＬＤｏｒａｄｏ株式会社
代表取締役　阿部　和宏

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,524
	固定資産	720
	資産合計	8,244
負純資債及産の部び	流動負債	22,633
	株主資本	△14,389
	資本金	3,000
	利益剰余金	△17,389
	その他利益剰余金	△17,389
	（うち当期純損失）	(4,007)
	負債・純資産合計	8,244

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日

東京都港区赤坂二丁目一〇番二号
（甲）株式会社ｐｒｅｓｅｎｔ
代表取締役　蒲谷　由衣

東京都品川区西五反田二丁目二四番九号
（乙）株式会社ユーヴライア
代表取締役　蒲谷　良司

第10期決算公告

令和７年10月７日

東京都品川区西五反田二丁目24番９号
株式会社ユーヴライア
代表取締役　蒲谷　良司

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	36,414
	固定資産	0
	合計	36,414
負純資債及産の部び	流動負債	34,410
	株主資本	2,003
	資本金	10
	利益剰余金	1,993
	その他利益剰余金	1,993
	（うち当期純利益）	(1,964)
	合計	36,414

第４期決算公告

令和７年10月７日

東京都港区赤坂二丁目10番２号
株式会社ｐｒｅｓｅｎｔ
代表取締役　蒲谷　由衣

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	43,912
	合計	43,912
負純資債及産の部び	流動負債	36,287
	株主資本	7,624
	資本金	200
	利益剰余金	7,424
	その他利益剰余金	7,424
	（うち当期純利益）	(1,147)
	合計	43,912

第８期決算公告

令和７年10月７日

神奈川県南足柄市生駒361番地５

株式会社和

代表取締役　小田　利彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	850
	固定資産	4,442
	合計	5,293
負純資産の債及び部	流動負債	11,431
	固定負債	12,660
	株主資本	△18,798
	資本金	100
	利益剰余金	△18,898
	その他利益剰余金	△18,898
	（うち当期純利益）	(1,183)
	合計	5,293

第23期決算公告

令和７年10月７日

神奈川県南足柄市生駒361番地５

株式会社クレオコーポレーション

代表取締役　小田　利彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,610
	固定資産	36,728
	繰延資産	7
	合計	61,345
負純資産の債及び部	流動負債	10,678
	固定負債	42,838
	株主資本	7,828
	資本金	3,000
	利益剰余金	4,828
	その他利益剰余金	4,828
	（うち当期純利益）	(352)
	合計	61,345

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日

神奈川県南足柄市生駒三六一番地五

（甲）株式会社クレオコーポレーション

代表取締役　小田　利彦

神奈川県南足柄市生駒三六一番地五

（乙）株式会社和

代表取締役　小田　利彦

決算公告

令和７年10月７日

東京都品川区西五反田七丁目22番17号

株式会社ジェイコレクション

代表取締役　小倉　涼子

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	171,342
	固定資産	374
	資産合計	171,717
負純資産の債及び部	流動負債	3,132
	株主資本	168,584
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	148,584
	その他利益剰余金	148,584
	（うち当期純損失）	(1,040)
	負債・純資産合計	171,717

決算公告

令和７年10月７日

横浜市中区本町五丁目49番地

有限会社エイ、ティ、シー、エス

（商号変更後の商号）株式会社エイ、ティ、シー、エス

代表取締役　小倉　涼子

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,996
	固定資産	278,083
	資産合計	300,079
負純資産の債及び部	流動負債	225,518
	固定負債	63,570
	株主資本	10,990
	資本金	3,000
	利益剰余金	7,990
	その他利益剰余金	7,990
	（うち当期純利益）	(6,855)
	負債・純資産合計	300,079

合併公告

左記会社は甲の商号を株式会社エイ、ティ、シー、エスとする商号変更を条件に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日

横浜市中区本町五丁目四九番地

（甲）有限会社エイ、ティ、シー、エス

（商号変更後の商号）

株式会社エイ、ティ、シー、エス

代表取締役　小倉　涼子

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号

（乙）株式会社ジェイコレクション

代表取締役　小倉　涼子

第23期決算公告

令和７年10月７日

富山市本町２番17号

株式会社オータニ

代表取締役　大谷　吉治

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	92,167
	固定資産	278,872
	合計	371,039
負純資産の債及び部	流動負債	208
	株主資本	370,831
	資本金	30,000
	利益剰余金	340,831
	利益準備金	6,164
	その他利益剰余金	334,666
	（うち当期純利益）	(4,217)
	合計	371,039

第29期決算公告

令和７年10月７日

富山市本町２番17号

マンテンホテル株式会社

代表取締役　大谷　治郎

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,964,568
	固定資産	5,503,754
	合計	8,468,322
負純資産の債及び部	流動負債	1,075,650
	（賞与引当金）	(70,000)
	固定負債	1,230,467
	株主資本	6,152,065
	資本金	40,000
	利益剰余金	6,112,065
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	6,102,065
	（うち当期純利益）	(775,974)
	評価・換算差額等	10,139
	合計	8,468,322

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式六百株を含む）を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月七日

富山市本町二番一七号

（甲）マンテンホテル株式会社

代表取締役　大谷　治郎

富山市本町二番一七号

（乙）株式会社オータニ

代表取締役　大谷　吉治

第３期決算公告

令和７年10月７日

名古屋市中川区富川町四丁目１番地

株式会社三ツ矢製菓販売

代表取締役　島田　三季

貸借対照表の要旨

（令和６年11月25日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	79,757
	合計	79,757
負純資産の債及び部	流動負債	10
	株主資本	79,746
	資本金	3,000
	利益剰余金	76,746
	その他利益剰余金	76,746
	（うち当期純利益）	(58,770)
	合計	79,757

第１期決算公告

令和７年10月７日

名古屋市中川区富川町四丁目１番地

三ツ矢製菓ＨＤ株式会社

代表取締役　島田貴三久

貸借対照表の要旨

（令和６年11月25日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	400,000
	合計	400,000
負純資産の債及び部	流動負債	5,800
	株主資本	394,200
	資本金	400,000
	利益剰余金	△5,800
	その他利益剰余金	△5,800
	（うち当期純損失）	(5,800)
	合計	400,000

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日

名古屋市中川区富川町四丁目一番地

（甲）三ツ矢製菓ＨＤ株式会社

代表取締役　島田貴三久

名古屋市中川区富川町四丁目一番地

（乙）株式会社三ツ矢製菓販売

代表取締役　島田　三季

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の市場性を有する金融資産の運用事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日

大阪府松原市田井城一丁目一七四番地の一

（甲）ＦｕｎＦｕｔｕｒｅ株式会社

代表取締役　大島　景太

大阪府和泉市はつが野四丁目一七番九号

（乙）株式会社心身堂ホールディングス

代表取締役　大島　景太

第２期決算公告

令和７年10月７日

大阪府和泉市はつが野四丁目17番９号

株式会社心身堂ホールディングス

代表取締役　大島　景太

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,624
	固定資産	301,390
	合計	309,014
負債及び純資産の部	流動負債	31,216
	株主資本	277,797
	資本金	1,000
	資本剰余金	107,350
	その他資本剰余金	107,350
	利益剰余金	169,447
	その他利益剰余金	169,447
	（うち当期純利益）	(168,065)
	合計	309,014

第３期決算公告

令和７年10月７日

大阪府松原市田井城一丁目174番地の１

ＦｕｎＦｕｔｕｒｅ株式会社

代表取締役　大島　景太

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,778
	合計	3,778
負債及び純資産の部	流動負債	503
	株主資本	3,275
	資本金	1,000
	利益剰余金	2,275
	その他利益剰余金	2,275
	（うち当期純利益）	(1,866)
	合計	3,778

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＰＬＡＲＹ工場事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。効力発生日は令和七年十一月十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十三日に予定しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日

北九州市八幡西区陣原二丁目二番二一号

（甲）株式会社西原商事ホールディングス

代表取締役　西原　靖博

北九州市八幡西区陣原二丁目八番二号

（乙）株式会社ビートルエンジニアリング

代表取締役　西原　靖博

第６期決算公告

令和７年10月７日

北九州市八幡西区陣原二丁目２番21号

株式会社西原商事ホールディングス

代表取締役　西原　靖博

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	198,059
	固定資産	1,721,374
	合計	1,919,434
負債及び純資産の部	流動負債	837,331
	固定負債	952,274
	株主資本	129,829
	資本金	35,000
	利益剰余金	94,829
	（うち当期純利益）	(43,172)
	合計	1,919,434

第19期決算公告

令和７年10月７日

北九州市八幡西区陣原二丁目８番２号

株式会社ビートルエンジニアリング

代表取締役　西原　靖博

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	697,916
	固定資産	3,187,527
	合計	3,885,444
負債及び純資産の部	流動負債	2,684,270
	固定負債	938,019
	株主資本	263,154
	資本金	50,000
	利益剰余金	213,154
	（うち当期純利益）	(90,305)
	合計	3,885,444

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日

大阪市北区中之島六丁目一番三八号

（甲）大阪ユニテクノ株式会社

代表取締役　鈴木　経子

大阪市北区中之島六丁目一番三八号

（乙）アーキーテクノ株式会社

代表取締役　鈴木　経子

決算公告

令和７年10月７日

大阪市北区中之島六丁目１番38号

大阪ユニテクノ株式会社

代表取締役　鈴木　経子

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	156,505
	合計	156,505
負債及び純資産の部	流動負債	73,384
	株主資本	83,120
	資本金	9,000
	利益剰余金	74,120
	その他利益剰余金	74,120
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	156,505

決算公告

令和７年10月７日

大阪市北区中之島六丁目１番38号

アーキーテクノ株式会社

代表取締役　鈴木　経子

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	163,287
	固定資産	19
	合計	163,306
負債及び純資産の部	流動負債	25,912
	株主資本	137,394
	資本金	9,000
	利益剰余金	128,394
	その他利益剰余金	128,394
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	163,306

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日

兵庫県姫路市千代田町七三一番地の一

（甲）ジーピーエム株式会社

代表取締役　有川　勝紀

神戸市北区藤原台南町二丁目七番一一号

（乙）Ａ＆Ａインターセクト株式会社

代表取締役　阿河美由紀

第53期決算公告

令和７年10月７日

兵庫県姫路市千代田町731番地の１

ジーピーエム株式会社

代表取締役　有川　勝紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,264,347
	固定資産	1,916,285
	合計	6,180,632
負債及び純資産の部	流動負債	2,681,367
	固定負債	1,226,465
	株主資本	2,272,800
	資本金	30,000
	資本剰余金	14,968
	その他資本剰余金	14,968
	利益剰余金	2,227,832
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,220,332
	（うち当期純利益）	(437,141)
	合計	6,180,632

第35期決算公告

令和７年10月７日

神戸市北区藤原台南町二丁目７番11号

Ａ＆Ａインターセクト株式会社

代表取締役　阿河美由紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,660
	固定資産	2,847
	合計	10,507
負債及び純資産の部	流動負債	4,979
	固定負債	67,529
	株主資本	△62,000
	資本金	15,000
	利益剰余金	△77,000
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	△77,750
	（うち当期純損失）	(13,890)
	合計	10,507

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　二九四頁（号外第一四八号）

（乙）左記の通りです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月七日

滋賀県野洲市小篠原一九七九番地
（甲）株式会社大生産業
代表取締役　梅村　忠生

滋賀県野洲市永原六五一番地
（乙）株式会社すまいる
代表取締役　梅村　忠生

滋賀県野洲市小篠原一九七九番地
（丙）有限会社ＯＳＡＫＩ
取締役　梅村　忠生

第９期決算公告

令和７年10月７日

滋賀県野洲市永原651番地
株式会社すまいる
代表取締役　梅村　忠生

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	35
	固定資産	50,451
	合計	50,486
負債及び純資産の部	流動負債	29,559
	固定負債	18,259
	株主資本	2,667
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,667
	その他利益剰余金	1,667
	（うち当期純利益）	(452)
	合計	50,486

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー一九階
株式会社はなわホールディングス
代表取締役　ホァン・イン・ユェン

決　算　公　告

令和７年10月７日

東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
株式会社はなわホールディングス
代表取締役　ホァン・イン・ユェン

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	98,521,280	流動負債	821,919,697
固定資産	9,516,797,045	固定負債	6,502,823,180
		株主資本	2,290,575,448
		資本金	350,000,000
		資本剰余金	2,653,831,000
		資本準備金	1,501,915,500
		その他資本剰余金	1,151,915,500
		利益剰余金	△713,255,552
		その他利益剰余金	△713,255,552
		（うち当期純損失）	(212,203,904)
資産合計	9,615,318,325	負債・純資産合計	9,615,318,325

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

2025年10月７日
東京都千代田区麹町六丁目６番２号
株式会社ARIGATOBANK

この度、株式会社ARIGATOBANKが発行する第三者型前払式支払手段「ARIGATOBANK残高」「受取り待ち残高」につきまして、2025年９月30日をもって利用を終了しましたため、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、払戻しを実施いたします。

未使用の「ARIGATOBANK残高」「受取り待ち残高」をお持ちのお客様は下記の払戻し申出期間内にお申し出いただけますようお願いいたします。

１．払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号・名称
　株式会社ARIGATOBANK
２．ご利用終了および払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
　「ARIGATOBANK残高」
　「受取り待ち残高」
３．ご利用終了日
　2025年９月30日（火）※利用終了しました
４．払戻し申出期間
　2025年10月１日（水）15時00分から2026年１月９日（金）14時59分まで
　※当該申出期間内に申し出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意ください。
５．申出の方法
　上記払戻しの申出期間中に、当社「arigatobank」アプリにログインの上、画面に表示される案内に従ってお申し出ください。
　アプリ上での申請方法
　・アプリTOPから、払戻し画面（GMO-PG送金サービス画面）へ遷移
　・振込金額（払戻し金額）を確認
　・金融機関、支店、口座種別を選択し、口座番号、口座名義人を入力
　払戻し申出前にアプリを削除してしまった場合でも、App Store（iOS）、Google Play（Android）から再ダウンロードし、ログインすることで払戻しの申出が可能です。
６．払戻しの方法
　ご指定の金融機関口座へ振込します。上記申出の方法に記載の払戻し申出手続きにて表示されるGMO-PG送金サービスの入力画面にて、振込先金融機関口座情報を入力してご指定ください。
　払戻しにかかる振込手数料は、１件あたり230円（税込）です。払戻し対象の未使用残高から、振込手数料を控除した額を振込いたします。
　払戻しの申出後、１週間程度をめどにご指定の金融機関口座へ順次払戻しを実施いたします。
７．お問い合わせ先
　株式会社ARIGATOBANK　お問い合わせ窓口
　・arigatobankアプリから
　　アカウント ＞ ヘルプ＆サポート ＞ お問い合わせ
　・お問い合わせフォームURL
　　https://support.arigatobank.com/hc/ja/requests/new

第80期決算公告

令和７年10月７日

岐阜県関市小屋名1110番地

カイインダストリーズ株式会社

代表取締役　遠藤　宏治

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,933,039
	固定資産	18,576,395
	資産合計	**29,509,434**
負債及び純資産の部	流動負債	4,327,277
	（うち賞与引当金）	(214,000)
	固定負債	5,657,345
	（うち退職給与引当金）	(779,664)
	（うち役員退職給与引当金）	(243,700)
	負債合計	**9,984,623**
	株主資本	19,524,811
	資本金	88,041
	資本剰余金	39,087
	資本準備金	11,959
	その他資本剰余金	27,128
	利益剰余金	19,397,682
	利益準備金	47,000
	その他利益剰余金	19,350,682
	（うち当期純利益）	(784,970)
	純資産の部合計	**19,524,811**
	負債・純資産合計	**29,509,434**

第50期決算公告

令和７年10月７日

北九州市八幡西区陣原二丁目７番23号

株式会社松岡

代表取締役　松岡　桂市

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	90,656
	固定資産	126,314
	資産合計	**216,971**
負債及び純資産の部	流動負債	22,704
	固定負債	182,478
	株主資本	11,788
	資本金	20,000
	利益剰余金	△8,211
	利益準備金	2,250
	その他利益剰余金	△10,461
	（うち当期純利益）	(2,310)
	負債・純資産合計	**216,971**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

令和七年十月七日

北九州市八幡西区陣原二丁目七番二三号

代表取締役（甲）株式会社松岡

北九州市八幡西区陣原二丁目七番二三号

代表社員（乙）合資会社松代

松岡　桂市

第57期決算公告

令和７年８月22日

福井県福井市二の宮四丁目６番16号

株式会社アスピカ

代表取締役　渡辺　恒治

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,767	流動負債	2,078
固定資産	30,867	固定負債	23,744
		（うち引当金）	(221)
		株主資本	9,820
		資本金	50
		資本剰余金	34
		資本準備金	34
		利益剰余金	9,746
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	9,731
		自己株式	△10
		評価・換算差額等	△8
資産合計	**35,634**	**負債・純資産合計**	**35,634**

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,959
売上原価	2,130
売上総利益	5,829
販売費及び一般管理費	4,356
営業利益	1,473
営業外収益	190
営業外費用	12
経常利益	1,651
特別利益	6
特別損失	828
税引前当期純利益	828
法人税、住民税及び事業税	267
法人税等調整額	18
当期純利益	544

第３期決算公告

令和７年９月18日　東京都千代田区麹町五丁目４番地

日本工営エナジーソリューションズ株式会社

代表取締役社長　横田　裕史

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,311	流動負債	7,427
固定資産	8,322	賞与引当金	246
		役員賞与引当金	23
		工事損失引当金	52
		その他	7,105
		固定負債	2,408
		負債合計	**9,836**
		株主資本	13,765
		資本金	2,900
		資本剰余金	8,464
		資本準備金	725
		その他資本剰余金	7,739
		利益剰余金	2,401
		その他利益剰余金	2,401
		評価・換算差額等	31
		その他有価証券評価差額金	31
		純資産合計	**13,797**
資産合計	**23,634**	**負債・純資産合計**	**23,634**

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	24,791	経常利益	2,610
売上原価	18,213	税引前当期純利益	2,610
売上総利益	6,577	法人税、住民税及び事業税	823
販売費及び一般管理費	4,215	法人税等調整額	△ 36
営業利益	2,362	当期純利益	1,823
営業外収益	397		
営業外費用	149		

第52期決算公告

令和７年10月７日　京都市中京区西ノ京車坂町９番地

医療法人社団洛和会

理事長　矢野　裕典

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,508,698	流動負債	12,515,092
固定資産	23,743,280	賞与引当金	1,440,000
有形固定資産	17,096,086	その他	11,075,092
無形固定資産	618,316	固定負債	16,905,818
その他の資産	6,028,878	退職慰労引当金	3,514,853
		その他	13,390,965
		負債合計	**29,420,909**
		出資金	64,000
		積立金	6,761,489
		固定資産圧縮積立金	164,388
		別途積立金	1,000,000
		繰越利益積立金	5,597,100
		評価・換算差額等	5,580
		その他有価証券評価差額金	5,580
		純資産合計	**6,831,068**
資産合計	**36,251,978**	**負債・純資産合計**	**36,251,978**

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	44,235,120	経常利益	612,293
（うち本来業務）	(39,288,181)	特別利益	30,780
（うち附帯業務）	(4,946,939)	特別損失	48,713
事業費用	43,489,103	税引前当期純利益	594,360
（うち本来業務）	(38,963,991)	法人税、住民税及び事業税	248,607
（うち附帯業務）	(4,525,112)	法人税等調整額	938
事業利益	746,017	当期純利益	344,815
事業外収益	34,984		
事業外費用	168,707		

決　算　公　告

令和７年10月７日
東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
ホークマネジメント株式会社
代表取締役　ホァン・イン・ユエン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	3,041,405,063
	固定資産	0
	合計	3,041,405,063
負債及び純資産の部	流動負債	2,234,600
	株主資本	3,039,170,463
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,042,425,000
	資本準備金	3,042,425,000
	利益剰余金	△3,264,537
	その他利益剰余金	△3,264,537
	（うち当期純損失）	(1,453,364)
	合計	3,041,405,063

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億五千一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー一九階
ホークマネジメント株式会社
代表取締役　ホァン・イン・ユエン

第 37 期 決 算 公 告

令和７年10月７日

岐阜県安八郡輪之内町中郷新田2544番地の２

ＫＲＨ株式会社

代表取締役　坂田　史明

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,142,798
	固定資産	1,850,424
	資産合計	6,993,223
負債及び純資産の部	流動負債	3,248,766
	（賞与引当金）	(26,173)
	固定負債	339,783
	（退職給付引当金）	(253,990)
	負債合計	3,588,549
	株主資本	3,398,002
	資本金	30,000
	資本剰余金	90,946
	資本準備金	90,100
	その他資本剰余金	846
	利益剰余金	3,277,056
	利益準備金	14,000
	その他利益剰余金	3,263,056
	（うち当期純利益）	(386,328)
	評価・換算差額等	6,671
	その他有価証券評価差額金	6,671
	純資産合計	3,404,673
	負債・純資産合計	6,993,223

第 64 期 決 算 公 告

令和７年10月７日
熊本市西区島崎二丁目３番19号
村上電気工事株式会社
代表取締役　村上　　進

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,030
	固定資産	51,951
	合計	72,982
負債及び純資産の部	流動負債	415
	固定負債	14,030
	株主資本	58,536
	資本金	20,000
	利益剰余金	38,536
	利益準備金	5,228
	その他利益剰余金	33,308
	（うち当期純損失）	(2,013)
	合計	72,982

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月七日
熊本市西区島崎二丁目三番一九号
村上電気工事株式会社
代表取締役　村上　進

決　算　公　告

令和７年10月７日

東京都渋谷区桜丘町20番１号

渋谷インフォスタワー２Ｆ

ルーデン・ホールディングス株式会社

代表取締役　西岡　勇人

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,489,108,450
	固定資産	1,344,153,409
	有形固定資産	1,962,576
	無形固定資産	403,881
	投資その他の資産	1,341,786,952
	資産合計	2,833,261,859
負債及び純資産の部	流動負債	119,831,347
	固定負債	63,513,765
	負債合計	183,345,112
	株主資本	2,418,148,467
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	2,078,802,210
	その他資本剰余金	2,078,802,210
	利益剰余金	425,673,692
	その他利益剰余金	425,673,692
	（うち当期純利益）	(425,673,692)
	自己株式	△186,327,435
	評価・換算差額等	143,911,980
	その他有価証券評価差額金	143,911,980
	新株予約権	87,856,300
	純資産合計	2,649,916,747
	負債・純資産合計	2,833,261,859

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月七日
東京都渋谷区桜丘町二〇番一号渋谷インフォスタワー二Ｆ
（甲）ルーデン・ホールディングス株式会社
代表取締役　西岡　勇人
東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番一五号
（乙）株式会社ランドネットワーク
代表取締役　西岡　勇人

決　算　公　告

令和７年10月７日
東京都渋谷区道玄坂一丁目16番15号
株式会社ランドネットワーク
代表取締役　西岡　勇人

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,511,838
	固定資産	132,999,000
	資産合計	153,510,838
負債及び純資産の部	流動負債	110,839,341
	負債合計	110,839,341
	株主資本	42,671,497
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	17,671,497
	その他利益剰余金	17,671,497
	（うち当期純損失）	(10,013,114)
	純資産合計	42,671,497
	負債・純資産合計	153,510,838

第49期決算公告

令和７年10月７日

大阪府東大阪市長田東二丁目４番１号

井藤漢方製薬株式会社

代表取締役社長　井藤　竜生

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,117
	固定資産	3,901
	合計	14,019
負債及び純資産の部	流動負債	1,601
	固定負債	1,043
	株主資本	11,376
	資本金	99
	資本剰余金	4,048
	資本準備金	4,048
	利益剰余金	10,927
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	10,921
	（うち当期純利益）	(1,609)
	自己株式	△ 3,699
	評価・換算差額等	△ 1
	その他有価証券評価差額金	△ 1
	合計	14,019